

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008横第79号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年6月11日 19時36分ごろ	
発生場所	神奈川県横浜市京浜港横浜区鶴見川	
事故等調査の経過	平成20年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ^{みやび} 雅、19トン 273-11197、藤田商事株式会社 B バージ ^{しんわ} 神和、約1,573トン なし、藤田商事株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 推進器翼軽損 B 右舷船尾スケグ凹損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、船首約1.2m、船尾約2.4mの喫水で、建設発生土約2,900トンを積載し、船首約3.2m、船尾約3.5mの喫水となったB船を押航し、京浜港横浜区鶴見川を出航し、千葉県千葉港千葉区に向かった。当時は雨により鶴見川の流れが速く、出航後約300～500m航行したところで、右岸へ圧流されそうになったので左へ舵を切ったが効かず、平成20年6月11日19時36分ごろ、A船及びB船が浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 雨、風力 2、風向 南西 海象：潮汐 上げ潮中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、圧流を考慮した操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して航行中、圧流を考慮した操船を適切に行わなかったため、両船が浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	